

「冬の農業用水路転落事故防止強化期間」の概要について

農業用水路事故を防止するため、「農業用水路安全対策ガイドライン」に基づくソフト対策の一環として、令和2年度より「農業用水路転落事故防止強化期間」を設け、広報・啓発活動を強化。

1 時期 年3回

冬 令和6年12月1日（日曜日）～12月31日（火曜日）

（降雪期に入り、農業用水路付近での除雪作業により危険性が増す時期）

春 令和6年4月20日（土）～5月20日（月）

（春の陽気に誘われ外出が増えるとともに農作業が始まる時期）

秋 令和6年8月20日（火）～9月20日（金）

（稲刈り前の草刈りなどで、農業用水路に近づく機会が多い時期）



転落事故防止看板

2 冬の強化期間の概要

（1）農業用水路危険箇所点検

- ・12月2日（月曜日）に、土地改良区、地域住民、市町村、県、警察官が連携し、地域の農業用水路の危険箇所の点検等を実施

新川農林振興センター：入善町桐山地内（入善署）

富山農林振興センター：富山市上富居地内（富山中央署）

高岡農林振興センター：小矢部市新西地内（小矢部署）

砺波農林振興センター：砺波市太田地内（砺波署）

- ・点検時において①注意喚起看板の付替え、②危険箇所への進入を防止するための簡易な応急対策、（トラロープやチェーン等）などを実施

（2）ポスターのぼり旗の掲示など

- ・「強化期間」を周知するのぼり旗を掲示
- ・強化期間ポスターの掲示

（3）メディア等を活用した広報・啓発

- ・各市町村の広報ツールによる注意喚起
- ・富山県ホームページ、Xによる注意喚起

（4）関係機関等との連携

- ・「安全安心」・「高齢者」・「子ども」の観点から、県の関係部局への情報共有及び関係団体への周知
- ・県職員が現場へ出る際には、「一人で行動している高齢者がいないか」「農業用水路に人がいないか」の視点で周囲を注視し、そのような事態があったら、「声かけ」を実施
- ・その他、県・市町村・土地改良区や工事現場等の事務所でのポスター看板等の掲示 など



関係者による危険箇所点検



冬の事故防止強化期間のポスター



のぼり旗



一般向け啓発チラシ



X（旧Twitter）への掲載